

R7 草花売買単価契約 特記仕様書

第1条 適用

本特記仕様書は R7 草花売買単価契約を遂行するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 業務期間

契約締結日の翌日～令和 8 年 3 月 31 日

※ただし、都合により業務期間を短縮する場合がある。

第3条 草花材料

草花材料は、別紙数量総括表で定められた種類、規格に適合しているもの、または、監督職員が同等品以上と認めたものとする。その他、天候不良等の不可抗力により、種類及び数量に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

草花材料は次の条件を有していなければならない。

- (1) 生育良好で 4 割以上の開花がみられるもの。
- (2) 病虫害に侵されていない健全なもの。
- (3) 徒長していない、整一な形姿のものであること。

第4条 納品

納品場所は海洋博公園とする。

草花の納入は別紙草花数量内訳書を基本とし、日時等の詳細は監督職員が指示する。これに係る運搬等の作業及び経費は、供給者が行い負担するものとする。

第5条 支払条件及び方法

前払金無し、納品した月は月末締めとし、供給者からの請求を受けて支払うものとする。

第6条 現場管理

1 交通安全管理

- (1) 園内での制限速度は 20km/h を厳守し、来園者の安全に十分に注意すること。
- (2) 業務用車両は全て「車輛入園許可証交付申請書(様式第 6-⑥号)」により許可を受けること。
- (3) 車輛入園(臨時入園)許可証裏面に記載されている「厳守事項と注意事項(別紙 1)」を厳守すること。「厳守事項と注意事項」に違反した場合は、「公園内車輛運行注意事項及び厳守事項に違反した罰則(別紙 6-⑨)」に基づき罰則が課される。
- (4) 業務中は、車輛入園(臨時入園)許可証を明示すること。
- (5) 業務車両は業者名を表示すること。
- (6) 園内における業務車両の通行については、「開園時間内の園路車輛規制(別紙 2)」を厳守すること。
- (7) 下請け業者又は草花納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものは避けること。

- (8) 積荷は過積載のないよう十分注意して、交通規則及び園内車両規制を厳守し、積込み・運搬作業を行うこと。
- (9) 運搬時に積載物落下等により園路、その他を汚損した場合は直ちに清掃復旧すること。
- (10) 停車及び駐車時は、車止めを使用し車両をしっかり固定すること。
- (11) 各車両につき有資格者が運転すること。

第7条 その他

定めのない事項、又は本特記仕様書に定めている事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議することとする。